

令和6年度

事業概要

(令和5年度統計)

金沢市食肉衛生検査所



金 沢 市 民 憲 章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり，犀川・浅野川の清い流れ，山や街の豊かな緑，かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と，創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

1 ひらこう 世界と未来に 心の窓を

1 めざそう いきいきと明るい 暮らしの創造を

1 まもろう 美しい心と ふるさとの自然を

1 つなごう みんなの力で まちづくりの手を

1 きずこう 個性ゆたかな あすの金沢を

目 次

第1章	食肉衛生検査所の概要	
1.	沿革	1
2.	組織機構	2
3.	職員の構成	2
4.	食肉衛生検査所長への委任事務	3
5.	分掌事項	3
6.	職員の給与調整	4
7.	諸手当	4
8.	と畜検査手数料	5
9.	事業費	5
10.	食肉衛生検査所の平面図	6
11.	主要検査設備一覧	7
12.	主要検査備品一覧	8
13.	石川県金沢食肉流通センター利用料金一覧	10
第2章	食肉検査事業	
1.	検査業務フローチャート	12
2.	と畜検査の概要	13
3.	食品衛生関係	23
4.	衛生対策関係	25
5.	食肉検査結果のフィードバック事業	26
第3章	調査及び研究	
1.	研修会一覧	28

第1章 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革

昭和 28 年	と畜場法が公布される。
昭和 34 年	金沢市営と畜場が金沢市西金沢町に新設される（中央保健所所管）。
昭和 53 年	金沢市才田町に石川県金沢食肉流通センターが新設され（泉野保健所所管）従前の金沢市営と畜場は閉鎖となる。
昭和 54 年	所管変更に伴い、泉野保健所から元町保健所に移管される（獣医師 4 名）。
昭和 55 年	機構改革に伴い、元町保健所衛生指導課食肉検査室が設置される（室長以下獣医師 6 名）。
昭和 59 年	獣医師が 1 名増員される（室長以下 7 名）。
昭和 62 年	機構改革に伴い、食肉検査室が元町保健所衛生指導課から保健公害部衛生検査課に移る。
平成 2 年	名称変更に伴い、食肉検査所となる。
平成 3 年	保健公害部が保健環境部に改称される。
平成 4 年	獣医師が 1 名増員され、所長以下 8 名となる。
平成 5 年	獣医師が 1 名増員され、所長以下 9 名となる。
平成 8 年	機構改革に伴い、保健環境部から福祉保健部となり、食肉検査所は衛生検査課から保健衛生課に移る。
平成 9 年	獣医師が 1 名増員され、所長以下 10 名となる。
平成 12 年	機構改革に伴い、食肉検査所が保健所生活衛生課に移る。食肉検査所庁舎が新築、移転する。
平成 13 年	獣医師が 1 名減員され、所長以下 9 名となる。10 月から、BSE 全頭検査を開始する。
平成 14 年	機構改革に伴い、食肉検査所が食肉衛生検査課となる。獣医師が 3 名増員され、課長以下 12 名となる。
平成 15 年	機構改革に伴い、食肉衛生検査課が食肉衛生検査所となる。
平成 16 年	獣医師が 2 名増員（内 1 名兼務）され、所長以下 17 名（非常勤 3 名含）となる。
平成 17 年	機構改革に伴い、福祉保健部から福祉健康局となり、健康推進局から健康推進部となる。
平成 19 年	所長以下 16 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 15 名となる。
平成 23 年	11 月から、石川県金沢食肉流通センターでと畜される牛肉の放射性セシウム全頭検査を開始する。
平成 24 年	機構改革に伴い、福祉健康局から保健局となり、食肉衛生検査所が試験検査課に移る。所長以下 15 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 14 名となる。
平成 25 年	7 月から、BSE 全頭検査を廃止し、検査対象月齢を 48 か月齢超とする。
平成 27 年	獣医師が 1 名増員（兼務）され、所長以下 16 名（非常勤 1 名含）となり、獣医師 15 名となる。9 月末日で食肉衛生検査所による放射性物質のスクリーニング検査を終了する。
平成 28 年	所長以下 15 名（非常勤 3 名含）となり、獣医師が 14 名となる。
平成 29 年	獣医師が 1 名減員され、所長以下 14 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 13 名となる。4 月 1 日から、健康牛での BSE スクリーニング検査を廃止し、検査対象は症状を呈する病畜とする。
平成 30 年	獣医師が 1 名減員され、所長以下 13 名（非常勤 2 名含）となり、獣医師 12 名となる。5 月 7 日から、獣医師が 1 名増員され、所長以下 14 名（非常勤

臨時3名含)となり、獣医師が13名となる。

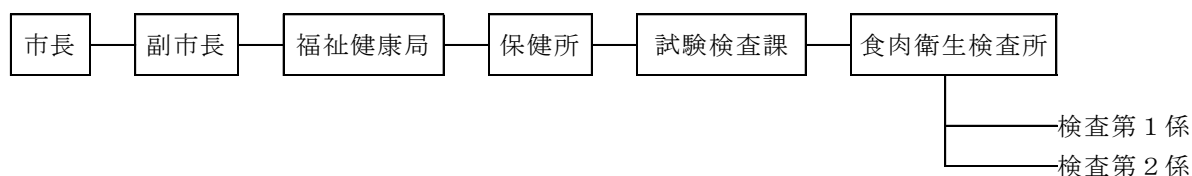
令和2年 保健所長が食肉衛生検査所長と兼務となり、獣医師が2名減員され、所長以下14名(会計年度任用職員4名含)となり、獣医師が11名となる。

令和3年 機構改革に伴い、保健局から福祉健康局となり、食肉衛生検査所長は専任となる。所長以下13名(会計年度任用職員4名含)となり、獣医師が11名となる。

令和4年 所長以下13名(会計年度任用職員4名含)となり、獣医師が12名となる。

令和5年 所長以下12名(会計年度任用職員3名含)となり、獣医師が10名、薬剤師1名となる。

2. 組織機構 (令和6年4月現在)



3. 職員の構成 (令和6年4月現在)

	職員数	内 訳		
		総 括	検査第1係 (残留物質・理化学)	検査第2係 (病理・微生物)
所 長	1	1		
補 佐	1	1		
係 長	2		1	1
担当所長 補佐	2		1	1
主 査	1			1
主 任	2		2 (薬剤師1名含)	
会計年度 任用職員	3		1 (業務員)	2
計	12	2	5	5

4. 食肉衛生検査所長への委任事務

金沢市衛生事務委任に関する規則（抜粋）

第3条 地方自治法第153条第1項の規定により、食肉衛生検査所長に委任する事項は、次のとおりとする。

(1)と畜場法に関する事項

ア と畜場法第14条第1項から第3項までの規定による獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。

イ と畜場法第14条第4項の規定による獣畜のとさつ又は解体の検査を要しないものの認定に関すること。

ウ と畜場法第16条の規定による獣畜のとさつ又は解体の禁止その他必要な措置命令に関すること。

エ と畜場法第17条第1項の規定によると畜場の設置者等に対する報告の徴収、と畜場の立入検査又は措置の実施状況の検査に関すること。

オ と畜場法施行令第5条第1項第1号から第3号までの規定によると畜場外への持出しの許可に関すること。

カ と畜場法施行令第7条の規定による獣畜のとさつ又は解体の検査の申請の受理に関すること。

キ と畜場法施行令第9条の規定による検印の押印に関すること。

(2)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下この号において「法」という。）に関する事項

ア 法第15条第1項から第5項までの規定による食鳥検査に関すること。

イ 法第15条第7項の規定による検査方法の簡略化に関すること。

ウ 法第16条第9項の規定による指導及び助言に関すること。

エ 法第20条の規定による公衆衛生上の必要な措置に関すること。

オ 法第37条第1項の規定による報告の徴収に関すること。

カ 法第38条第1項の規定による立入検査及び収去に関すること。

(3)と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項

ア 食品衛生法第28条第1項の規定による報告の徴収、臨検、検査及び収去に関すること。

イ 食品衛生法第59条の規定による食品等の廃棄又は危害除去の処置の命令に関すること。

（平16年3月31日 金沢市規則第25号 一部改正）

5. 分掌事項

(1)と畜場法に関する事項

(2)と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項

(3)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項

(4)化製場等に関する法律に関する事項（犬の飼養又は収容のための施設に関する事項を除く。）

6. 職員の給与調整

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	獣医師	2.5

職務の級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
調整基本額（円）	8,000	9,100	9,700	10,500	11,300	12,200	13,800

7. 諸手当

（単位：円）

初任給 調整手当	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
	50,000	47,000	44,000	41,000	38,000
	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	35,000	32,000	29,000	26,000	23,000
	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
	19,500	16,000	12,500	9,000	5,500

8. と畜検査手数料

(単位：円)

	牛・馬	こうし こうま	豚 めん羊・山羊
普通と畜	700	350	350
病切迫畜	1,400	700	700

9. 事業費

(1) 歳入

(単位：千円)

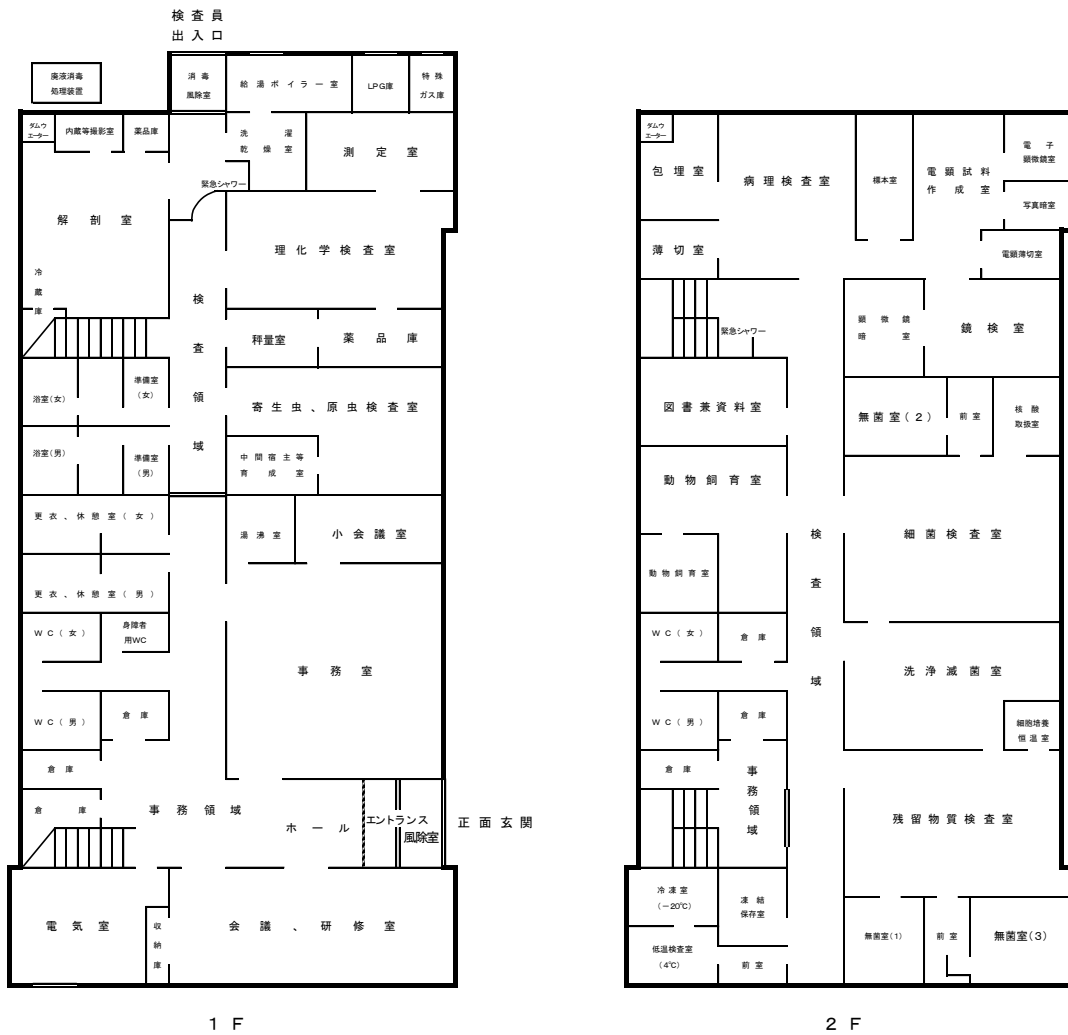
	令和5年度決算額	令和6年度予算額
と畜検査手数料	15,802	17,958

(2) 歳出

(単位：千円)

		令和5年度当初予算額	令和6年度当初予算額
旅費		570	570
需用費	消耗品費	6,980	6,800
	修繕費	460	9,300
	被服費	100	100
	燃料費	900	1,400
	光熱水費	6,500	7,200
役務費	通信運搬費	30	30
	電話料	100	100
	手数料等	270	270
委託料		12,790	14,488
使用料及び賃借料		60	38
備品購入費		0	0
負担金		2,077	2,193
工事請負費		22,500	2,500
合 計		53,337	44,989

10. 食肉衛生検査所の平面図



本 体 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 3 階 建

床 面 積	1 階	804㎡
	2 階	768㎡
	3 階	145㎡ (機械室、省略)
	計	1,717㎡

11. 主要検査設備一覧 (令和6年4月1日現在)

	検査設備名	数量
微生物検査関係	安全キャビネット	1
	パスボックス	1
	クリーンロッカー	1
	超音波洗浄流し台	1
	純水製造装置付流し台	1
病理検査関係	ドラフトチャンバー	2
	病理用切出し台	2
	ダムウェーター	1
	ボトルキャビネット	1
理化学検査関係	ドラフトチャンバー	1
	超音波洗浄流し台	1
	純水製造装置付流し台	1
	ボトルキャビネット	3
寄生虫検査関係	ドラフトチャンバー	1

12. 主要検査備品一覧 (令和6年4月1日現在)

	備品名	数量		備品名	数量
微生物検査関係	双眼顕微鏡	1	病理検査関係	自動封入装置	1
	ドライキャビ	1		恒温器	1
	クリーンベンチ	1		バイオフィーザー	1
	プログラム低温恒温器	3		オートクレーブ	1
	恒温器	1		染色液槽セット	2
	テーブルトップ遠心機	1		プレートミキサー	1
	オートクレーブ	4		小容量グラジュエントメーカー	1
	保冷庫	3		標本作成用マイクロウェーブ装置一式	1
	バッグミキサー	2		スライドウォッシャー	1
	ウォーターバスインキュベーター	2		自動染色装置	1
	電子天秤	1		自動固定包埋装置	1
	ゲル撮影装置	1		パラフィンクリーナー	1
	トランスイルミネーター	2		マイクローム	2
	pHメーター	1		小型滑走式マイクローム	1
	マイクロ冷却遠心機	2		凍結切片作製装置一式	1
	ウェーブミキサー	1		温浴式パラフィン伸展器	1
	アルミブロック恒温槽	1		パラフィン伸展器	2
	標準分銅	1		四眼鏡筒	1
	LED照射装置	1		顕微鏡写真撮影装置	1
	リアルタイムPCR装置	1		ディスカッション顕微鏡	1
	電気泳動装置	2		蛍光顕微鏡	1
	マイクロミキサー	1		薬用冷蔵ショーケース	1
	薬用冷凍庫	1		医用写真撮影装置	1
	BM機器 卓上遠心機	1		デジタルカメラ	1
	乾熱滅菌器	1			
	全自動製氷機	1			
	オートスチル	1			
	超純水製造装置	1			
	加圧タンクキット	1			
	加圧ろ過ステンレスホルダー	1			
小型超低温槽	1				

	備 品 名	数量
理化学検査関係	ロータリーエバポレーター	1
	テーブルトップ遠心機	1
	ハンディーホモジナイザー	2
	分液漏斗振とう機	1
	吹付式試験管濃縮装置	1
	薬用冷蔵ショーケース	1
	多連式ホットスターラー	1
	超低温槽	1
	校正分銅内蔵精密電子天秤	1
	オートスチル	1
	迅速乾燥装置	1
	高速液体クロマトグラフ装置一式	1
	電子天秤	2
標準文銅	1	
残留物質検査関係	ディープフリーザー	1
	プログラム低温恒温器	2
	保冷库	1
	恒温器	1
	オートクレーブ	2
	分析用電子天秤	1
	高速冷却遠心機	1
	薬用冷蔵ショーケース	1
	食品検査用ホモジナイザー	1
電子天秤	2	
寄生虫検査関係	生物顕微鏡	1
	双眼実体顕微鏡	1
	卓上型多本架遠心機	1
	小型卓上遠心器	1
	薬用保冷库	1

	備 品 名	数量
B S E 検 査 関 係	恒温器	1
	電子天秤	1
	マイクロ冷却遠心機	1
	アルミブロック恒温槽	2
	高圧蒸気滅菌器	1
	多検体細胞破碎機	1
	マイクロプレートウォッシャー	1
	マイクロプレートリーダー	1
	薬用冷蔵ショーケース	1
現 場 検 査 関 係	双眼顕微鏡	1
	自動血球計数器	1
	スポットケム	2
	パーソナル遠心機	2
	保冷库	3
そ の 他	ビデオプロジェクター	1
	ビデオデッキ	1
	公用車	1

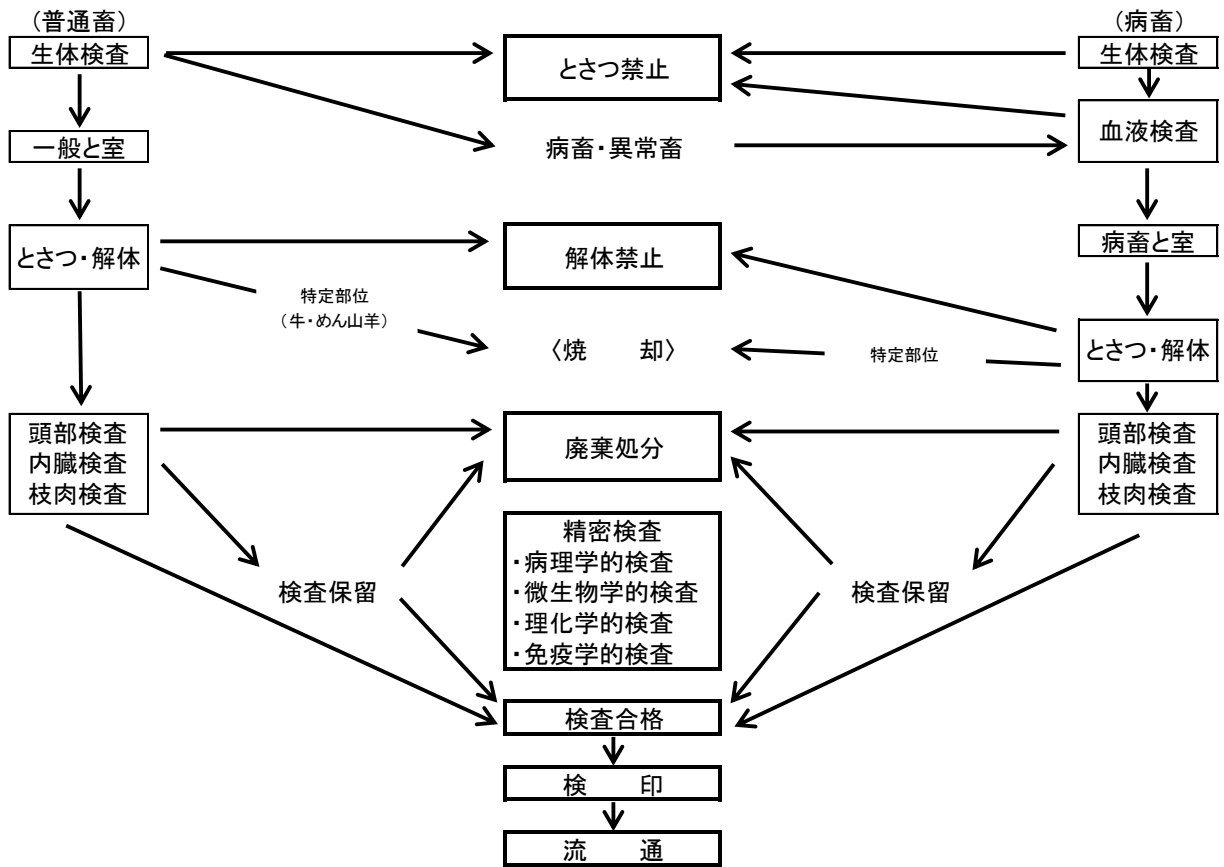
13. 石川県金沢食肉流通センター利用料金一覧 (令和5年12月27日現在)

(単位：円/1頭)

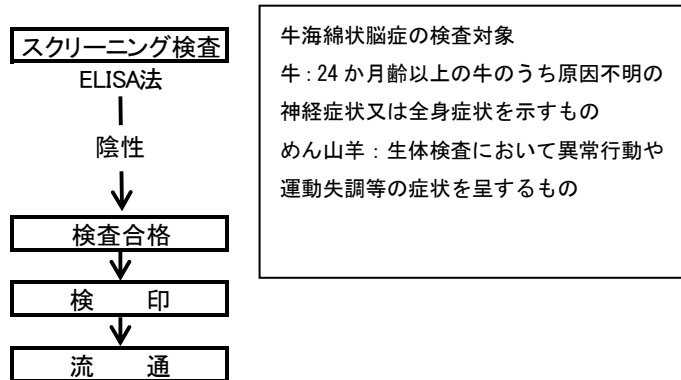
区分	とさつ 解体手数料	廃棄物 処理料	格付け業務 手数料	とさつ 解体施設 使用料	冷蔵・冷凍 保管施設 使用料	廃豚 協力金	原油高騰 協力金	枝肉全廃 手数料	
普通と畜	牛	5,772	1,100	567	3,674	815	—	912	16,500
	豚	1,356	—	121	946	210	—	228	1,376
	こうし			—					
	廃豚	1,356	—	121	946	210	1,100	228	1,376
	めん羊	1,356	378	—	561	210	—	—	1,376
	山羊								
病畜と畜	牛	7,441	5,947	—	5,885	815	—	912	16,500
	豚	1,683	1,353	—	1,100	210	—	228	1,376
	こうし								
	廃豚	1,683	1,353	—	1,100	210	1,100	228	1,376
	めん羊	1,683	1,577	—	869	210	—	—	1,376
	山羊								

第2章 食肉検査事業

1. 検査業務フローチャート



牛海綿状脳症の検査(牛、めん山羊)



2. と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

と畜検査総頭数は、石川県金沢食肉流通センターに搬入され、と畜場法に基づいて、と畜検査員によりと畜検査された獣畜の総頭数を示している。

令和5年度の検査総頭数は、以下のとおりである。なお、馬及び山羊については搬入がなかった(表1)。

表1 と畜検査総頭数

(単位：頭)

	牛	馬	豚	こうし*	めん羊	山羊	合計
令和5年度	6,082	0	32,789	8	5	0	38,884
令和4年度	6,143	0	32,831	16	3	0	38,993

※ こうし：1歳未満の牛

表2 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	牛	豚	こうし	めん羊	合計
4	515	2,548	0	0	3,063
5	441	2,703	1	0	3,145
6	509	2,732	0	0	3,241
7	498	2,302	0	0	2,800
8	504	2,794	0	0	3,298
9	477	2,527	1	0	3,005
10	525	2,878	0	0	3,403
11	619	3,379	1	5	4,004
12	534	2,808	1	0	3,343
1	361	2,867	1	0	3,229
2	578	2,615	2	0	3,195
3	521	2,636	1	0	3,158
計	6,082	32,789	8	5	38,884

表3 過去10年間のと畜検査頭数の推移

(単位：頭)

年度	牛	豚	その他*	合計
H26	6,519	50,194	12	56,725
H27	6,271	48,768	11	55,050
H28	6,073	48,451	17	54,541
H29	5,654	46,579	22	52,255
H30	5,611	44,916	19	50,546
R元	5,595	40,154	22	45,771
R2	5,949	35,111	9	41,069
R3	5,770	35,872	27	41,669
R4	6,143	32,831	19	38,993
R5	6,082	32,789	13	38,884

※ その他：馬、こうし及びめん羊・山羊

表4 出荷産地別の検査頭数

(単位：頭)

出荷産地※1	牛				豚	こうし	めん羊	合計
	和牛※2	乳牛※3	その他※4	計				
北海道	0	111	1	112	0	0	0	112
青森県	0	1	0	1	0	0	0	1
岩手県	0	1	0	1	0	0	0	1
宮城県	0	2	0	2	0	0	0	2
秋田県	0	14	0	14	0	0	0	14
山形県	0	127	0	127	0	0	0	127
栃木県	0	196	140	336	0	0	0	336
群馬県	190	0	1,094	1,284	0	0	0	1,284
埼玉県	0	0	4	4	0	0	0	4
新潟県	45	85	3	133	0	0	0	133
富山県	44	128	4	176	0	1	0	177
石川県	1,211	586	90	1,887	30,456	6	5	32,354
福井県	602	150	43	795	1,500	1	0	2,296
長野県	1	16	0	17	0	0	0	17
岐阜県	207	86	56	349	833	0	0	1,182
静岡県	3	43	1	47	0	0	0	47
愛知県	92	163	212	467	0	0	0	467
三重県	6	71	89	166	0	0	0	166
滋賀県	8	24	25	57	0	0	0	57
京都府	5	26	5	36	0	0	0	36
大阪府	0	2	0	2	0	0	0	2
兵庫県	1	10	10	21	0	0	0	21
奈良県	5	9	3	17	0	0	0	17
和歌山県	4	9	2	15	0	0	0	15
広島県	0	6	0	6	0	0	0	6
香川県	0	7	0	7	0	0	0	7
熊本県	0	1	0	1	0	0	0	1
宮崎県	0	2	0	2	0	0	0	2
合計	2,424	1,876	1,782	6,082	32,789	8	5	38,884

※1 出荷産地：獣畜検査申請書の産地に基づいた都道府県

※2 和牛：黒毛、褐毛、日本短角等の肉用種

※3 乳牛：主としてホルスタイン系の乳用種

※4 その他：交雑種等

(2) と畜検査による処分状況

と畜検査は、と畜場法に基づいて実施され、検査結果によって合格、禁止又は廃棄の処分が行われる。と畜検査による処分は、生体検査時においては「とさつ禁止」、解体前においては「解体禁止」、解体後においては「全部廃棄」又は「一部廃棄」の処分を行っている。令和5年度の処分状況及び疾病は以下のとおりであった（表5）。

表5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因

(単位：頭)

畜種	牛			豚			こうし			めん羊		
検査頭数	6,082			32,789			8			5		
区分	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処分実頭数	5※	55	5,005	-	26	21,516	-	-	8	-	-	-

※ すべて解体禁止

疾病※	牛			豚			こうし			めん羊		
細菌	炭疽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豚丹毒	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
	サルネ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結核病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブルセラ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破傷風	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放線菌病	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
ウイルス	豚熱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原虫	トキソプラズマ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫	のう虫病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジストマ病	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿毒症	-	7	-	-	10	-	-	-	-	-	-
	敗血症	-	7	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	尿毒症	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	黄疸	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水腫	-	25	399	-	1	64	-	-	-	-	-
	腫瘍	-	-	5	-	1	4	-	-	-	-	-
	中毒諸症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	炎症・汚染	-	-	4,308	-	-	21,424	-	-	8	-	-
	変性・萎縮	-	-	2,670	-	-	155	-	-	1	-	-
	その他	5	14	182	-	-	304	-	-	-	-	-
合計	5	55	7,599	0	26	21,956	0	0	9	0	0	

※ 疾病の分類集計は厚生労働省が管理する食肉検査等情報処理還元システムに準ずる。

表6 畜種別疾病状況

(単位：件)

疾病別		牛	こうし	豚	めん羊	山羊
消化器系	舌の炎症	2				
	胃の水腫	2		1		
	胃の腫瘍	7				
	胃の炎症	2,835	8	13		
	胃の外傷	1				
	胃潰瘍	583				
	第1胃パラケトージス	1,803	1			
	腸気泡症			1		
	直腸脱			3		
	鎖肛			35		
	小腸の水腫			3		
	小腸の腫瘍	1				
	小腸の炎症	1,703	8	1,105		
	小腸の変性	1				
	大腸の水腫			2		
	大腸の腫瘍	2				
	大腸の炎症	1,844	8	891		
	肝富脈斑	251				
	肉荳蔻肝	14		1		
	着色肝	1				
	産褥肝	5				
	退色肝	27				
	肝炎 鋸屑肝	303				
	肝炎 肝膿瘍型	225		17		
	肝炎 肝硬変型			13		
	寄生虫性間質性肝炎	1		1,010		
	肝包膜炎	266		953		
	嚢胞肝	1				
	肝蛭	25				
	肝臓の炎症	369		3,988		
	肝臓の変性	8		53		
肝臓の奇形			1			
胆管の炎症	62	1				
胆管の結石	5					
脾臓の水腫			3			
腹膜の炎症	151		519			
腸間膜(脂肪)の水腫	16					
腸間膜(脂肪)の腫瘍	1					
腸間膜(脂肪)の炎症	1					
大網膜の炎症	137		920			
合計	10,653	26	9,532	0	0	

(単位：件)

疾 病 別		牛	こうし	豚	めん羊	山羊
循環器系	心筋の腫瘍	5				
	心筋の炎症	1				
	心筋の変性	6		3		
	心外膜の炎症	133		1,312		
	心内膜の炎症	7		5		
	心臓肥大	1		18		
	心室中隔欠損症	1				
	脾臓の腫瘍	1				
	脾臓の炎症	8		21		
	捻転脾			24		
	リンパ節の腫瘍	13		2		
	リンパ節の炎症			59		
合 計		176	0	1,444	0	0
呼吸器系	肺の水腫	1		2		
	肺の炎症	367		172		
	胸膜の炎症	224		4,624		
	肺炎 SEP型 グレード1			4,296		
	肺炎 SEP型 グレード2			9,684		
	肺炎 SEP型 グレード3			1,213		
	肺炎 膿瘍型	11		122		
	肺炎 ヘモフィルス型			75		
	肺炎 胸膜炎型	369		4,237		
	横隔膜の炎症	338		1,185		
気管支拡張症	4					
合 計		1,314	0	25,610	0	0
泌尿器・生殖器系	腎臓の腫瘍	1		1		
	腎臓の炎症	104		60		
	腎臓の萎縮			1		
	腎盂の炎症	2				
	腎梗塞			12		
	腎炎 出血型	27		3		
	腎炎 ターキエッグ型					
	腎炎 斑状病巣型	14		15		
	腎炎 膿瘍型	4		2		
	腎臓の結石	3				
	嚢胞腎	6		94		
	腎盂拡張	1				
	膀胱の結石	10		7		
	膀胱の炎症	23		16		
	尿道の結石	1				
	尿道の炎症	1				
	生殖器の奇形	1				
	卵巣の腫瘍	1				
	子宮の腫瘍	1				
	子宮の炎症	82		10		
	子宮の奇形	6				
	子宮蓄膿症	35		3		
	乳房の腫瘍	1				
乳房の炎症	20		3			
壊疽性乳房炎	1					
合 計		345	0	227	0	0

(単位：件)

疾病別		牛	こうし	豚	めん羊	山羊
運動器系	筋肉の水腫	229		53		
	筋肉の腫瘍	1				
	筋肉の炎症	374		197		
	筋肉の変性	363		55		
	筋肉の外傷	145				
	骨の炎症	3		11		
	骨の奇形	1		2		
	筋肉膿瘍	37		170		
	脊椎膿瘍			62		
	骨折	6		14		
	脱臼	24		1		
	椎間(板)炎			43		
	尾炎(尾咬症を含む)			140		
	フレグモーネ	5				
	関節の炎症	48		137		
合計		1,236	0	885	0	0
皮膚	皮膚の腫瘍			1		
	皮膚の炎症	1				
	皮下織の水腫	203		3		
	皮下織の炎症	632		959		
	皮下織の変性	67		27		
合計		903	0	990	0	0
その他	抗酸菌症			5		
	放線菌病	10				
	メラニン沈着	2		1		
	リポスチン沈着(褐色萎縮)	55				
	ビリルビン沈着(黄疸)	2				
	メラノーマ			3		
	脂肪壊死症	175				
	横隔膜以外のヘルニア			112		
合計		244	0	121	0	0

(3) 病畜・保留畜の検査頭数及び検査状況

病畜とは、生体検査時にと畜検査員が普通畜解体室での処理が不適切と判断した獣畜や、生産農家で骨折、脱臼等の理由により起立不能となり搬入された獣畜をいう。牛の月別病畜検査頭数は以下のとおりであった(表7)。なお、牛以外の畜種では該当がなかった。

表7 月別の病畜検査頭数(表2 月別検査頭数に含まれる)

(単位：頭)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
牛	6	5	7	8	17	8	9	5	6	5	12	4	92

保留畜とは、解体後検査時にと畜場法施行規則に掲げられた疾病を疑い、検査保留処分とした獣畜である。検査保留となった獣畜から診断のための検査材料を採取し、精密検査(病理学的検査、理化学的検査、微生物学的検査及び免疫学的検査)を行っている(表8)。

表8 保留畜の検査頭数及び精密検査件数

(単位：件)

畜種	疾病	検査頭数 (延べ)	精密検査				小計
			病理学的 検査	理化学的 検査	微生物学的 検査	免疫学的 検査	
牛	膿毒症	8	8	0	5	0	13
	敗血症	7	7	0	36	0	43
	尿毒症	1	1	1	0	0	2
	黄疸	2	2	2	0	0	4
	水腫	26	26	0	0	0	26
	腫瘍	2	25	0	0	0	25
	牛伝染性リンパ腫	16	207	0	0	0	207
	炎症	15	15	0	0	0	15
	牛海綿状脳症	7	0	0	0	7	7
小計		84	291	3	41	7	342
豚	豚丹毒	36	36	0	72	0	108
	膿毒症	11	11	0	5	0	16
	敗血症	4	4	0	20	0	24
	尿毒症	0	0	0	0	0	0
	黄疸	0	0	0	0	0	0
	水腫	1	1	0	0	0	1
	腫瘍	2	5	0	0	0	5
	白血病	0	0	0	0	0	0
小計		54	57	0	97	0	154
合計		138	348	3	138	7	496

と畜検査員が必要と判断した獣畜（病畜及び保留畜を含む）について、血液検査を行っている（表9）。令和5年度は、牛以外の畜種で血液検査対象となるものはなかった。

表9 牛の血液検査件数

(単位：頭)

	検査頭数	内訳（延べ頭数）		
		直接鏡検	血液一般 ^{※1}	生化学 ^{※2}
牛	103	92	103	98

※1 血液一般：白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値等8項目

※2 生化学：グルコース値、総コレステロール値、血液尿素窒素値等6項目

関節炎型豚丹毒を疑う検査保留の際は、スクリーニング検査として、膝関節液のグルコース値を測定する（表10）。グルコース値が40mg/dl未満の場合には、検査保留を継続して豚丹毒菌の検出による精密検査を行う。

表10 豚の膝関節液グルコース値検査数

(単位：頭)

	検査頭数	Glu 40mg/dℓ未満
豚	49	25

(4) 調査及び研究のための試験検査状況

通常のと畜検査以外にも、食肉の安全・安心につなげるため、調査研究を継続して行っている(表11)。

表11 調査及び研究のための試験検査数

(単位：件)

区分		総数	検査検体数		
			病理学的検査	理化学的検査	微生物学的検査
畜種	牛	22	0	4	18
	豚	38	1	0	37
合計		60	1	4	55

1) 病理学的検査

- ・腫瘍の組織学的検査 豚1頭

2) 理化学的検査

- ・筋肉の尿素窒素値調査(尿毒症疑い) 牛4件

3) 微生物学的検査

- ・牛枝肉の拭取り検査 11件
- ・豚枝肉の拭取り検査 22件
- ・敗血症等原因菌の同定検査 牛7件、豚15件

(5) 伝達性海綿状脳症に関する対応

1) 伝達性海綿状脳症スクリーニング検査状況

平成13年10月18日から全ての牛を対象とした検査が全国一斉に実施されてきたが、平成29年4月の厚生労働省関係牛海綿状脳症特別措置法施行規則の改正により、健康牛の検査を廃止した。引き続き、伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについて検査を行った。

表 12 牛伝達性海綿状脳症スクリーニング検査頭数

(単位：頭)

年度	検査頭数	陽性頭数
R5	7	0
R4	3	0

めん羊・山羊に対するスクリーニング検査については、生体検査において異常行動や運動失調等の症状を呈するものが検査の対象であるが、令和5年度は対象となるめん羊・山羊はなかった。

2) 特定部位の除去及び廃棄の確認

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則において、牛の特定部位は扁桃及び回腸の一部並びに 30 か月齢を超える牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く）及び脊髄と規定されている。また、めん羊及び山羊については、脾臓及び回腸並びに 12 か月齢を超えるめん羊及び山羊の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄と規定されている。

石川県金沢食肉流通センターでは、月齢に関わらずすべての牛、めん羊及び山羊の特定部位をと畜解体作業や内臓仕分けの工程で除去・廃棄し、(一社)石川県金沢食肉公社（以下、「と畜場管理者」という。）が指定事業者へ委託し焼却している。と畜検査員は、と畜解体作業中の除去及び廃棄と焼却処理マニフェストの確認を行っている。

3. 食品衛生関係

(1) 残留有害物質検査

金沢市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生法第 28 条第 1 項に規定する収去検査を実施し、食肉に残留有害物質が基準値を超えて残留していないか検査している。(表 13、14)。検査項目により試験法は次のように異なる。

- ・ 抗生物質
平成 6 年 7 月 1 日付け衛乳第 107 号「畜水産食品中の残留抗菌性物質簡易検査法」
- ・ 合成抗菌剤等及び駆虫薬
平成 17 年 1 月 24 日付食安発第 012300 号「食品に残留する農薬、飼料添加剤又は動物用医薬品の成分である物質の検査法」

表 13 残留有害物質モニタリング検査（健康な獣畜の検査）

(単位：件)

畜種	検査項目	検査頭数(延べ)	検査検体数	陽性数 [※]
牛	抗生物質	59	114	0
	合成抗菌剤等	4	4	0
	駆虫薬	0	0	0
豚	抗生物質	97	182	0
	合成抗菌剤等	30	30	0
	駆虫薬	20	20	0
合計		210	350	0

※陽性数：陽性又は基準値超過件数

表 14 (参考) 表 13 のうち動物用医薬品別の高速液体クロマトグラフ検査頭数内訳

(単位：頭)

		動物用医薬品名	牛	豚	めん羊	計
抗生物質		アンピシリン	4	12	0	16
合成抗菌剤		スルファジミジン	4	14	0	18
		フルオロキノロン系 ^{※1}	0	16	0	16
駆虫薬		イベルメクチン系 ^{※2}	0	14	0	14
		レバミゾール	0	6	0	6
合計			8	62	0	70

※1 エンロフロキサシン、シプロフロキサシ、マルボフロキサシン及びオルビフロキサシン

※2 イベルメクチン及びドラメクチン

投薬歴の申告がある等、動物用医薬品等の残留の可能性が疑われる獣畜について、食肉に残留有害物質が基準値を超えて残留していないか検査を実施している(表 15)。

表 15 残留有害物質サーベイランス検査

(単位：件)

畜種	検査項目	検査頭数	検査検体数	陽性数 [※]
牛 (こうし含む)	抗生物質	12	24	0
	合成抗菌剤等	0	0	0
	駆虫薬	0	0	0
豚	抗生物質	9	18	0
	合成抗菌剤等	0	0	0
	駆虫薬	0	0	0
めん羊・山羊	抗生物質	1	2	0
	合成抗菌剤等	0	0	0
	駆虫薬	0	0	0
合計		22	44	0

※陽性数：陽性又は基準値超過件数

(2) 外部検証

令和2年5月28日付け生食発0528第1号「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づき、金沢市外部検証実施計画(令和2年9月23日策定)に沿って、と畜場管理者が実施している衛生管理に対する外部検証を実施している。

石川県金沢食肉流通センターでのと畜解体作業が衛生的に行われていることの確認(現場検査)を、稼働日は毎日実施するとともに、月1回、衛生管理に関する記録の確認(記録検査)を行っている。

また、毎月、牛、豚で各5頭、病畜で1頭、枝肉表面の頸部25cm²を切除法により採取し、微生物学的検査を行い、結果を石川県金沢食肉流通センターへ通知している(表16、17)。

表 16 枝肉の外部検証(一般細菌数等の微生物学的検査)

(単位：頭)

畜種	検査頭数	検査項目			
		一般細菌数	腸内細菌科菌群数	腸管出血性大腸菌	サルモネラ属菌
牛	60	60	60	60(0)	—
豚	60	60	60	—	60(0)
合計	120	120	120	60(0)	60(0)

()内は基準値超過件数

- ・基準値：牛は腸管出血性大腸菌が検出されないこと
豚はサルモネラ属菌が検出されないこと

表 17 牛病畜枝肉の外部検証(一般細菌数等の微生物学的検査)

(単位：頭)

牛病畜 検査頭数	検査項目		
	一般細菌数	腸内細菌科菌群数	腸管出血性大腸菌
12	12	12	12(0)

()内は基準値超過件数

- ・基準値：腸管出血性大腸菌が検出されないこと

4. 衛生対策関係

(1) 衛生講習会

- 令和5年4月 「HACCP（総論）について」：と畜場管理者新任職員
- 令和5年4月 「HACCP（総論）について」
「食肉センターHACCPプラン文書について」
「ボーンテイントについて」：と畜場管理者新任職員
- 令和5年7月 「一般衛生管理について」：内臓処理業者新任職員
- 令和6年2月 「一般衛生管理について」：解体作業員新任職員
- 令和6年3月 「一般衛生管理について」：と畜場管理者新任職員

(2) 監視業務（監視数）

- 食肉処理施設（併設する部分肉処理施設及び内臓処理施設）（2回）
- 化製場（含む準用施設）（4回）
- 動物の飼養収容施設（2回）

(3) 令和5年6月 食肉運搬車両拭取り検査

- 牛、豚枝肉及び副生物（内臓、豚足）をと畜場から出荷、運搬する車両16台を対象に、一般細菌数及び腸内細菌科菌群数検査を実施

(4) 令和5年12月 解体処理室拭取り検査

- 小動物解体処理室23カ所、大動物解体処理室32カ所及び病畜解体処理室24カ所について、一般細菌数及び腸内細菌科菌群数検査を実施

(5) その他

- 令和5年9月 ボーンテイント対策会議：と畜場管理者、食肉衛生検査所

(6) 食の安全・安心に関する情報発信

- 令和6年2月 みみより情報「食肉の安全」

5. 食肉検査結果のフィードバック事業

と畜検査の情報還元（フィードバック）は、全国の食肉衛生検査機関で実施されており、当食肉衛生検査所でも、平成9年度から豚のと畜検査結果に関する情報還元を行っている。疾病等の情報は、豚生産者へ個別に通知するほか、家畜保健衛生所へも提供しており、生産者毎の家畜の疾病動向の監視・指導に利用されている。令和5年度は、県内の豚生産者15農家及び石川県南部家畜保健衛生所に情報還元を行った（図1）。

外 号 検 食 発
 日 月 年 和 令

出荷豚疾病状況通知書

様
金沢市食肉衛生検査所長

あなたの出荷した豚の令和 年 月の検査結果は、以下のとおりです。
 この結果を、飼養管理の一助としてご利用ください。

● 今月のコメント

出荷頭数	全 部 廃 棄 頭 数						
	豚丹毒	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍

● 一部廃棄疾病率(延べ百分率) 注)：下段(網掛け部)は、令和 年 月 の全体平均

肝 臓	肝白斑症	肝 炎	肝包膜炎	変性肝	※ 太字は全体平均を超過した疾病

肺	MPS	Aハテルス	肺膿瘍	他の肺炎	胸膜炎

その他	心外膜炎	大腸炎	小腸炎	腹膜炎	関節炎	抗酸菌症

※ 疾病予防および飼養管理については、
最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

石川県北部家畜保健衛生所 TEL (0767) 68-3636
 石川県南部家畜保健衛生所 TEL (076) 257-1262

検査担当: 金沢市食肉衛生検査所
 〒920-3101
 金沢市才田町戊370-2
 TEL (076) 257-1402
 FAX (076) 257-2083
 E-Mail syokuniku@city.kanazawa.lg.jp

図1. 出荷豚疾病状況通知書

第3章 調査及び研究

1. 研修会一覧

	演題名	発表者
全国食肉衛生検査所 東海北陸ブロック研修会 日時：令和6年10月20日	枝肉の品質向上に向けた作業工程の見直しについて	清水 和宏
令和5年度北陸公衆衛生学会 日時：令和5年11月27日	労働災害発生時の対応とその防止に向けた取り組み	小西 世津香
令和5年度環境衛生試験所研究発表会 日時：令和6年2月5日	上記2演題に同じ	

金沢市食肉衛生検査所 所在地

〒920-3101

石川県金沢市才田町戊 370-2

TEL : (076) 257-1402

FAX : (076) 257-2083

E-mail : syokuniku@city.kanazawa.lg.jp

